

## 一般社団法人日本理科教育学会 2019年度第7回理事会議事録

1. **日時** 2020年6月27日(土)午後1時00分～午後3時20分
2. **開催方法** オンライン会議システムを利用
3. **出席役員数** 理事総数24名 出席理事21名 監事総数2名 出席監事2名

### 4. 出席者

理事 稲垣成哲 片平克弘 磯崎哲夫 熊野善介 藤井浩樹  
益田裕充 安藤秀俊 岡田 努 加藤圭司 松原道男  
荻原 彰 大鹿聖公 石塚 亙 栢野彰秀 松森靖夫  
久保田善彦 中山 迅 山下修一 栗原淳一 平田昭雄  
山口悦司

監事 三崎 隆 和田一郎

オブザーバ 川崎弘作

### 5. 報告事項

事務局報告, 会長候補者への会員の意向調査実施委員会の件

### 6. 審議事項

- 第1号議案 2020年度事業計画及び収支予算の件
- 第2号議案 定款の変更の件
- 第3号議案 委員会等規程の件
- 第4号議案 新規学会賞(日本理科教育学会優秀実践賞)の件
- 第5号議案 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則の改定の件
- 第6号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件
- 第7号議案 「理科教育学研究」投稿規程の改定の件
- 第8号議案 一般社団法人日本理科教育学会  
「支部大会発表論文集」著作権規程の制定の件
- 第9号議案 賛助会員の推薦の件
- 第10号議案 2020年度第1回理事会招集の件

### 7. 議事の経過の概要

定刻に至り、オンライン会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した。定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席数が、定款第35条に規定する定足数を満たしているため、本会が有効に成立していること

を報告した。

## 第 1 号議案 2020 年度事業計画及び収支予算の件

議長の指示により，第 70 回全国大会実行委員会委員長・藤井浩樹副会長，各支部理事，各種委員会等委員長等理事より，資料 2-1-1～資料 2-1-8 に基づき，2020 年度事業計画について説明がなされた。その後，事務局山口悦司理事から，資料 2-1-9 に基づき，2020 年度収支予算の説明がなされた。審議の後，議長が本件の承認を求めたところ，全員異議なく承認可決した。

## 第 2 号報告 定款の変更の件

議長より，資料 2-2 に基づき，定時評議員会において定款第 44 条についての変更の提案をする旨の説明がなされた。審議の後，議長が本件の承認を求めたところ，全員異議なく承認可決した。

## 記

### 一般社団法人日本理科教育学会定款

#### 【変更前】下線部分変更

(常置委員会)

第 44 条 本会は，本会の事業を遂行するため，次の委員会を設置する。

(1) 「理科の教育」編集委員会

(2) 「理科教育学研究」編集委員会

(3) 教育課程委員会

(4) 国際交流委員会

(5) 広報委員会

2 委員会の委員長は，理事会の決議を経て，会長が任免する。

3 委員会の委員は，理事会の承認を得て，会長が任免する。

4 委員会についての必要な事項は，理事会において別に定める。

附則 2015 年 7 月 1 日制定

附則 2019 年 7 月 21 日変更

#### 【変更後】下線部分変更

(委員会等)

第 44 条 本会は本会の事業を遂行するため、委員会等を設置する。

2 委員会等の長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

3 委員会等の委員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 委員会等についての必要な事項は、理事会において別に定める。

附則 2015 年 7 月 1 日制定

附則 2019 年 7 月 21 日変更

附則 2020 年 8 月 21 日変更

以上

### 第 3 号議案 委員会等規程の件

議長より、資料 2-3 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程の制定に関して説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程

2020 年 8 月 21 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本理科教育学会における特定課題の検討にかかわるタスクフォース等（以下「タスクフォース等」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 タスクフォース等の運営は、定款ならびにその他の規定に定められている事項を除き、本規定の定めるところによる。

(設置)

第 3 条 理事会は、本会の諸事業に関わる活動を特に進める必要があると認めるとき、タスクフォース等を設置する。

(構成)

第 4 条 タスクフォース等の構成員は、正会員、学生会員から選ばれる。

2 タスクフォース等の構成員については、理事会の承認を得るものとする。

(主査及び主査代理)

第5条 タスクフォース等には、主査を1名おく。また、主査の指名により必要に応じて主査代理を置くことができる。

2 タスクフォース等の主査は、理事会が任命する。

3 主査の任期は、原則として当該のタスクフォース等が解散するまでとする。

4 主査は、本規定ならびに本会の定款ならびにその他の規定に従い、当該のタスクフォース等を運営し、事務を統括する。

5 主査は、当該タスクフォース等の運営に関わる責任を負うものとする。

6 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故があるときには、その職務を代理する。

(活動)

第6条 タスクフォース等における各事項の決定は、原則として、会議（電子的なものを含む）により決議をもって行う。

2 タスクフォース等の会議は、主査もしくは主査代理及び構成員の半数以上の出席をもって成立し、会議における決定は、会議の出席者の過半数の賛成をもって行う。

3 タスクフォース等の経過及び結果については、随時、理事会に報告する。

(議事録)

第7条 タスクフォース等の活動における会議の記録は、その経過及び結果を記載した議事録として作成し、当該タスクフォース等が解散した年度末より、5年間保管する。

(設置期間)

第8条 タスクフォース等の設置期間は理事会で設置を決定した日から、タスクフォース等の目的が達成されたと理事会で判断された時までとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規定は、2020年8月21日より施行する。

以上

#### **第4号議案 新規学会賞（日本理科教育学会優秀実践賞）の件**

議長の指示により、若手育成タスクフォース主査の久保田善彦理事および支部活性化タスクフォース主査の磯崎哲夫副会長より、資料2-4に基づき、日本理科教育学会優秀実践賞の新設に伴う表彰規程の改定および日本理科教育学会優秀実践賞選考規程の制定に関して説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

## 一般社団法人日本理科教育学会 表彰規程

### 【変更前】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (表彰の種類) 表彰の種類は、日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞及び日本理科教育学会全国大会発表賞とする。

第4条 (略)

第5条 (表彰) 表彰は、表彰時点における本学会会長名の賞状等を授与して行う。日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞の表彰は、本学会全国大会内において行う。日本理科教育学会全国大会発表賞の表彰は、本学会全国大会終了後に行う。

第6条 (略)

附則 2015年7月31日制定

附則 2018年7月21日改定

附則 2020年3月28日改定

### 【変更後】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (表彰の種類) 表彰の種類は、日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞、日本理科教育学会全国大会発表賞及び日本理科教育学会優秀実践賞とする。

第4条 (略)

第5条 (表彰) 表彰は、表彰時点における本学会会長名の賞状等を授与して行う。日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞の表彰は、本学会全国大会内において行う。日本理科教育学会全国大会発表賞の表彰は、次年度の本学会全国大会において行う。日本理科教育学会優秀実践賞の表彰は、受賞者決定後に開催される本学会全国大会において行う。

第6条 (略)

附則 2015年7月31日制定

附則 2018年7月21日改定

附則 2020年3月28日改定

附則 2020年6月27日改定

## 日本理科教育学会優秀実践賞選考規程

第1条 日本理科教育学会優秀実践賞の選考は、この規程による。

第2条 各支部における選考の対象は、原則として本学会支部大会における実践研究に関わる発表等とする。対象となる発表等は、原則として推薦締切日より過去3年間に公表されたものとする。

第3条 受賞者は、責任発表者等とする。受賞件数は、大学等以外（大学の附属幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を含む、以下同じ）の理科教育関係者から、原則として各支部につき毎年1件とする。

第4条 本賞の受賞は回数の制限を設けない。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、各支部からの推薦を受ける。

2 各支部が推薦できる受賞候補者は、原則として1件とする。

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、「理科の教育」編集委員会委員長及び「理科の教育」編集委員会委員で構成する。

2 選考委員会委員長は、「理科の教育」編集委員会委員長とする。

3 選考委員の任期は、役員及び委員の任期と同一の年度とする。

4 選考の基準は、全国の理科教育実践への波及効果が期待できる優れた実践研究であること。

5 選考の結果を全国大会前までの理事会において審議し、受賞者を決定する。

6 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第7条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則 2020年6月27日制定

以上

### 第5号議案 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則の改定の件

議長より、資料2-5に基づき、会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則に関する本則の改定ならびに会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則に関する細則の改

定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

## 記

### 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則に関する本則

#### 【変更前】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (会長候補者資格) 会長候補者は以下の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 会員歴 20 年以上
- (2) 評議員または理事経験者
- (3) 会長任期中は現職者で 65 歳以下である者
- (4) 事務局を編成できる者

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (投票方法) 投票は所定の用紙を用いて行う。

- 2 投票は氏名を 1 名記載することによって行う。
- 3 投票は無記名とする。
- 4 投票は郵送によるものとする。

第8条 (無効投票) 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の封筒と用紙を用いないもの、及び所定の投票方法に従わないもの

第9条 (略)

第10条 (略)

附則 平成 27 年 7 月 1 日制定

#### 【変更後】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条（会長候補者資格）会長候補者は以下の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 会員歴 20 年以上
- (2) 評議員または理事経験者
- (3) 会長任期中は現職者で満 65 歳以下である者
- (4) （削除）

第5条（略）

第6条（略）

第7条（投票方法）投票は所定の用紙を用いて行う。

- 2 投票は氏名を 1 名記載することによって行う。
- 3 投票は無記名とする。
- 4 投票は書面投票または電子投票によるものとする。
- 5 その他の必要事項については、実施委員会が定める。

第8条（無効投票）次の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票方法に従わないもの

第9条（略）

第10条（略）

附則 2015 年 7 月 1 日制定

附則 2020 年 6 月 27 日改定

#### 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則に関する細則

【変更前】下線部分変更

第1条（略）

第2条（投票日程）意向調査は以下に示す日程に基づいて行われる。

- (1) 意向調査の公示 10 月
- (2) 会長候補者の推薦受付 11 月末
- (3) 投票 翌年 2 月
- (4) 開票 翌年 3 月
- (5) 調査結果は理事会に報告され、承認を受けると同時に、「理科の教育」及び学会ホームページに公開される。

第3条（略）

第4条（意向調査実施委員会の広報活動）実施委員会は以下の方法により選挙に関わる広報活動を行わなければならない。



(1) 学会ホームページ、「理科の教育」10, 11月に選挙告示を掲載する。

(2) 「理科の教育」2月号に、会長候補者リストと推薦人を掲載する。

(3) 選挙人名簿、会長候補者名簿、及び会長候補者所信表明を、投票用紙とともに選挙人全員に送付する。

第5条 (投票方法) 投票は、実施委員会より送付された投票用紙を用い、中封筒に封入した上、外封筒に学会員であることを示す住所と氏名を記載し、切手を貼付の上送付しなければならない。

第6条 (候補者が1名の場合) 会長候補者が1名の場合、意向調査を行わず、その結果を理事会に報告する。

附則 平成27年7月1日制定

附則 平成28年7月23日改定

附則 平成29年3月18日改定

【変更後】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (投票日程) 意向調査は以下に示す日程に基づいて行われる。

(1) 意向調査の告示 10月

(2) 会長候補者の推薦受付 11月末

(3) 投票 翌年2月

(4) 開票 翌年3月

(5) 調査結果は理事会に報告され、承認を受けると同時に、学会ホームページ及び「理科の教育」に公開される。

第3条 (略)

第4条 (意向調査実施委員会の広報活動) 会長候補者への会員の意向調査実施委員会(以下実施委員会という)は以下の方法により選挙に関わる広報活動を行わなければならない。

(1) 学会ホームページ、「理科の教育」10月号、11月号に意向調査告示を掲載する。

(2) 学会ホームページ、「理科の教育」2月号に、会長候補者リストと推薦人を掲載する。

(3) (削除)

(削除)

第5条 (候補者が1名の場合) 会長候補者が1名の場合、意向調査を行わず、その結果を理事会に報告する。

第6条 (補則) この細則に定めるもののほか、意向調査に係る手続等の詳細については、

実施委員会が定める。

附則 2015年7月1日制定

附則 2016年7月23日改定

附則 2017年3月18日改定

附則 2020年6月27日改定

以上

第6号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件の件

議長の指示により、「理科教育学研究」編集委員会委員長の松森靖夫理事から、資料 2-6 に基づき、「将来を切り拓く若手研究者による理科教育学研究」をテーマとする特集に係る特集編集委員会委員長に松森靖夫理事を指名することに関して説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第7号議案 「理科教育学研究」投稿規程の改定の件

議長の指示により、「理科教育学研究」編集委員会委員長の松森靖夫理事から、資料 2-7 に基づき、「理科教育学研究」投稿規程第5条の改定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

「理科教育学研究」投稿規程

【変更前】下線部分変更

平成30年4月1日改正

(規定ページ数と超過ページ数など)

第5条 (略)

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 カラー印刷を希望する場合、カラー印刷1ページにつき40,000円を申し受ける。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2020 年 6 月 27 日改正

(規定ページ数と超過ページ数など)

第 5 条 (略)

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (削除)

附則 この規程は、2020 年 6 月 27 日より施行する。改定後の第 5 条については、2020 年度の発行から適用する。

以上

## 第 8 号議案 一般社団法人日本理科教育学会

### 「支部大会発表論文集」著作権規程の制定の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、資料 2-8 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会「支部大会発表論文集」著作権規程の制定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

## 一般社団法人日本理科教育学会「支部大会発表論文集」著作権規程

(目的)

第 1 条 本規程は、本学会の各支部発行の「支部大会発表論文集」に投稿される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

#### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、「支部大会発表論文集」に投稿されたすべての原稿をいう。

(2) 本著作者 「支部大会発表論文集」に投稿した著者であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定めるすべての権利を含む。

(4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

#### (著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。

3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。

4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。

5 投稿された本著作物が本学会の「支部大会発表論文集」に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

#### (著作者人格権の不行使)

第4条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

2 前項の規程は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

#### (著作者による著作物の使用)

第5条 本著者は、当該本著者が創作した本著作物を使用する場合（第三者に使用を許諾する場合を含む.）、その使用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本学会への申し出を不要とする。

(1) 本著者が本著作物を本学会の「理科教育学研究」への投稿原稿に収録する場合

(2) 本著者が本著作物を本学会の「理科の教育」への投稿原稿に収録する場合

2 本学会は、当該本著作物の使用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著者からの申請を許諾する。

3 本著者の所属機関や研究資金提供機関等のリポジトリにおける著作物の使用については、本著作物が収録される「支部大会発表論文集」の発行後であれば、申請の許諾を行うものとする。

4 本著作物を利用する場合は、出典を明示しなければならない。

（著者による保証等）

第6条 本著者は、①本著作物が、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著者全員の同意を取得していること、④内容に本質的な貢献を行った人は全て著者に含まれていること、及び⑤必要な場合には著者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていることを保証する。なお、本著者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 本著者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む.）をしてはならない。

（紛争解決に関する協力）

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第9条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 2020 年 6 月 27 日制定

以上

### **第 9 号議案 賛助会員の推薦の件**

議長により、資料 2-9 に基づき、賛助会員の推薦についての説明がなされた。定款第 4 条や現在の賛助会員に関する意見が具申され、次回以降の理事会において継続審議することとなった。

### **第 10 号議案 2019 年度第 6 回理事会の招集の件**

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、2020 年度第 1 回理事会の開催日時、開催方法および議題について説明がなされた。審議の結果、第 1 回理事会は、2020 年 7 月 18 日（土）13 時 00 分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、審議事項は、2019 年度度事業報告及び決算の件、学会各賞候補者の件、賛助会員の推薦の件、定時評議員会及び第 2 回理事会招集の件等とすることが承認された。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、午後 3 時 20 分散会した。